

## 島根県社会福祉施設等応援職員派遣事業について

標記の事業を実施するにあたって必要な事項を以下のとおり定める。

### 1. 目的

「島根県社会福祉施設等応援職員派遣事業費補助金交付要綱」（以下「補助金交付要綱」という。）第2条（交付の目的）のとおり。

### 2. 実施主体

島根県が本事業を適切に実施できると認めた団体で、補助金交付要綱の別表に規定する社会福祉事業を経営する団体（社会福祉法人以外も含む）とする。

### 3. 事業内容

#### （1）応援職員の派遣の調整

- ア 補助金交付要綱第2条の規定により小学校等（または通所介護事業所等など）が臨時休業となったことに伴い、子ども・親の世話などのために休まざるを得ない場合に介護職員等が出勤することが困難となった場合に、職員が不足する社会福祉施設等は派遣協力が可能な社会福祉施設等（以下「派遣元施設」という。）と調整を図るものとする。（原則、施設間調整とする。）
- イ 県関係課においては、応援職員を派遣する施設等が見つからないとして、職員が不足する社会福祉施設等（以下「派遣先施設」という。）から相談があつた場合は、協力が得られる社会福祉施設等への照会など協力するものとする。
- ウ 職員派遣を行う場合は、派遣元施設から県に対し、派遣に要する旅費・損害保険料の費用について、補助金交付要綱による交付申請を行うものとする。

#### （2）職員の応援派遣

職員の応援派遣にあたっては、次のことを基本とする。

- ア 派遣先施設については、補助金交付要綱第2条の規定により不足する職員数・職種の範囲内で応援職員の派遣を受け入れることを原則とする。
- イ 派遣する期間は、1回の派遣に付き、1人当たり14日間以内を原則とする。
- ウ 派遣に要する経費のうち、補助対象外の経費については、派遣先施設等と派遣元施設との間で調整を行うものとする。（県関係課で別途実施する事業の助成対象となる場合があるので相談してください。）
- エ 派遣元・先ともに社会福祉事業の第一種及び二種社会福祉事業の施設等を対象とする。（別添 島根県社会福祉施設等応援職員派遣事業費補助金交付要綱参照）

### 4. 県の相談担当課

上記の（1）のイに定めのある県の相談先は次のとおりとする。なお、相談にあたっては、「派遣職員情報提供書（別紙様式第1号）」により、相談担当課に情報提供するも

のとする。(施設間で調整済みの場合も含む)

なお、交付申請・実績報告等、申請手続きに係ることは県地域福祉課へ相談する。

- ・救護施設 地域福祉課（0852-22-5234）
- ・高齢者関係施設 高齢者福祉課（0852-22-5717）
- ・児童福祉施設 青少年家庭課（0852-22-6268）
- ・障がい福祉関係施設 障がい福祉課（0852-22-6898）
- ・保育所 各市町村担当課へご相談下さい。

## 5. 事業実施期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

## 6. 事業詳細について

- (1) 中核市である松江市内の社会福祉施設等に対する職員派遣、又は、松江市内の社会福祉施設等からの職員派遣についても本事業の対象とする。
- (2) 複数の施設等を経営している法人における施設間同士の職員派遣も対象とする。  
(A 法人が経営する B 事業所から、A 法人が経営する C 事業所への職員派遣)
- (3) 人手が不足する施設が、臨時(短期間)に職員を雇用する場合は、対象とならない。
- (4) 派遣元と派遣先の往復に係る旅費(宿泊費含む)・損害保険料が対象である。ただし、派遣終了後の旅費(宿泊費含む)・損害保険料については対象外とする。損害保険料については、1日1,000円程度を想定しています。超えるものについては別途相談とする。
- (5) (3)、(4)の対象外としている経費については、県関係課が実施する事業の対象となる場合があるので、4の県関係課に問い合わせ下さい。
- (6) 補助事業の実施に当たっては、他省庁(国)の公的な補助金等の交付を重複して受けることはできない。
- (7) 本事業は、当該年度の令和3年4月1日より遡って適用する。

## 7. 書類の提出先及び問い合わせ先

〒690-8501

松江市殿町1 島根県庁第二分庁舎4階

島根県健康福祉部地域福祉課福祉基盤・指導監査スタッフ

TEL：(0852) 22-5253 FAX：(0852) 22-5448

E-Mail：fukukan@pref.shimane.lg.jp